

事前協議申請手続きについて

事前協議申請書は指定様式により、建築指導課に提出して下さい。

1. 事前協議申請書には次の図面等を添付して下さい。(1部)

図面等の種類	明示すべき事項	チェック欄												
① 敷地求積図又は地籍測量図	・地籍測量図の場合、転写年月日、作成者氏名を記載													
② 公図の写し(3ヶ月以内のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・転写年月日、作成者氏名を記載 ・下記に挙げる項目を着色 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請敷地</td> <td>赤色</td> </tr> <tr> <td>敷地周辺の法第42条道路</td> <td>茶色</td> </tr> <tr> <td>私有地(私道等)</td> <td>緑色</td> </tr> <tr> <td>里道敷及び水路敷</td> <td>青色</td> </tr> <tr> <td>公有地(市道、堤防敷等)</td> <td>黄色</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	色	申請敷地	赤色	敷地周辺の法第42条道路	茶色	私有地(私道等)	緑色	里道敷及び水路敷	青色	公有地(市道、堤防敷等)	黄色	
項 目	色													
申請敷地	赤色													
敷地周辺の法第42条道路	茶色													
私有地(私道等)	緑色													
里道敷及び水路敷	青色													
公有地(市道、堤防敷等)	黄色													
③ 登記事項証明書(3ヶ月以内のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該申請地の登記事項証明書 ・法第43条空地部分所有者の登記事項証明書(複数の場合は要約書でも可) 													
④ 付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺及び方位 ・道路及び目標となる地物 ・②公図の写しの表に挙げる項目を公図と同様の着色 													
⑤ 現況図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺及び方位 ・敷地を「赤色」で着色 ・敷地内の建築物の位置(用途、撤去若しくは存置の区分を記入) ・法第43条空地に面する建築物の出入口の位置 ・法第42条道路から申請地までの距離及び通路等の幅員を記入 ・法第43条空地(通路)の断面図を記入 ・隣接建築物の用途、構造及び配置現況(・現況写真撮影位置図) 													
⑥ 配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺及び方位 ・敷地の境界線(「赤色」表示) ・敷地内における建築物の位置及び用途 ・申請に係る建築物と他の建築物との別 ・敷地に接する通路等の位置及び幅員(後退が必要な場合の整備方法(断面図も要)) ・排水計画(「排水計画図」を別添付しても可) ・擁壁の位置 ・土地の高低 													
⑦ 各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺及び方位 ・間取、各室の用途及び床面積 ・工場にあっては作業場、機械設備等の位置 ・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法 ・住宅の場合は火災警報器の位置 													
⑧ 2面以上の立面図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 ・開口部の位置 ・外壁及び軒裏の構造、仕上げの材料 													
⑨ 2面以上の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 ・地盤面 ・最高の高さ及び軒の高さ ・各階の床及び天井の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ 													
⑩ 現況写真及び撮影位置(地点・方位)	・写真に番号を取り、現況図に地点と撮影方向を明記													
⑪ 委任状	・押印要													

○付近見取図において、経路が一方向の場合、「経路(ア)」のみを記入してください。

経路が二方向ある場合、「経路(イ)」についても記入してください。

○市長が必要と認める場合においては、上表に規定する図面等のほか、参考となる図書又は書面を添付を求めることがあります。

2. 事前協議申請時に、別添の調査票を記入のうえ提出してください。